



### 3年ぶりに賀詞交歓会を開催

1月20日(金)、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにおいて、会員、栃木県及び宇都宮市の関係職員、議会議員、関係団体の代表者など98名(会員78名、来賓20名)が集い、3年ぶりに賀詞交歓会を開催しました。

冒頭、菊池会長が主催者挨拶を行い、船山宇都宮市環境部長(佐藤市長の代読)、池田県議会副議長、舟本宇都宮市議会副議長、三森・佐藤顧問の御来賓から祝辞を頂戴しました。その後、県議会農林環境委員会の小林委員長の御発声で乾杯を行い、祝宴へと移りました。(途中、公務所用で遅参された福田知事からも祝辞を頂きました。)

会場は、名刺を交換する光景や談笑している姿が会場のあちらこちらでみられ、会員同士の情報交換や交流を深めるなど、和やかな雰囲気の中、盛会裏に終了しました。



【挨拶する菊池会長】



【福田知事】



【池田県議会副議長】



【舟本宇都宮市議会議長】



【小林農林環境委員 乾杯の音頭】



【会場風景】

## ～協会ニュース～

### 第 66 回理事会を開催

1月20日(金)午後3時30分から、宇都宮東武ホテルグランデにおいて第66回理事会が開催され、理事・監事17名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

#### 【決議・協議事項】

##### 1. 令和5年度各種表彰の推薦

各種表彰の推薦候補者が決定しました。当協会長表彰の優良従事者等表彰は、会員から候補者の推薦書を提出していただき、3月の理事会で協議することとなりました。

##### 2. 新規加入会員の承認

賛助会員1社（ファンファーレ株式会社）の加入申込が承認されました。

#### 【報告事項】

##### 1. 賀詞交歓会の開催

1月20日、宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催される概要について報告しました。

##### 2. 令和4年度産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催結果

1月19日、宇都宮市のパルティにおいて開催された概要等について報告しました。

##### 3. 会員の異動

入会があったため、1月13日現在の正会員は194社、賛助会員は24社、合計218社であることを報告しました。

##### 4. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

##### 5. 当協会青年部 活動報告

直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

#### 新規加入会員紹介【賛助会員1社】

○ファンファーレ株式会社 代表取締役 近藤 志人 <https://web.haisya-gasira.com>  
東京都港区赤坂 8-11-26 SHIFT NOGIZAKA3 階 TEL 050-1748-2697 FAX 050-4561-3334  
＊事業所 ファンファーレ株式会社 南青山オフィス  
東京都港区南青山 7-3-6 南青山HYビル7階 TEL 080-4878-3812

【業種】サービス業（産廃業界に特化した配車計画の自動作成等）

#### 産業廃棄物処理検定の試験対策研修会を開催

1月19日(木)、宇都宮市のパルティにおいて、「令和4年度 産業廃棄物処理検定」の合格を目的とした試験対策研修会を開催し、会員29名が参加しました。

公益社団法人全国産業資源循環連合会では、日頃から産業廃棄物処理に携わる排出事業や理事業者の従業員の方などを主な対象に、2月19日(日)、栃木会場をはじめ12会場において「産業廃棄物処理検定」を開催いたします。そこで、当協会の湯澤専務理事が講師を務め、「産業廃棄物処理検定」の合格を目的とした試験対策研修会を開催し、産業廃棄物処理の基礎、委託契約、産業廃棄物管理票(マニフェスト)、帳簿等について学習しました。



【講義する湯澤専務理事】



【会場風景】

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は「一般廃棄物つながり」から直接関係する人は少ないかと思いますが、廃棄物処理法の理念、仕組みを知るために一般廃棄物処理施設の宿題でしたね。では、さっそく確認してみましょう。

宿題Q、次のうち、一般廃棄物処理施設として民間が設置するときに設置許可が不要な施設はどれか。

- (1) 埋立面積 800m<sup>2</sup> の最終処分場
- (2) 処理対象人員 450 人のし尿処理施設
- (3) 火格子面積が 3m<sup>2</sup> の焼却施設
- (4) 一日あたりの処理能力が 9t の生活排水汚泥の脱水施設
- (5) 処理対象人員 501 人の浄化槽

### 【解説】

一般廃棄物処理施設を民間が設置する場合は設置許可が必要である。

なお、市町村が設置する場合は、設置許可ではなく設置届出となる。

一般廃棄物を処理する施設はなんでも設置許可の対象となるのではなく、その種類と規模が規定されている。

し尿処理施設と最終処分場は、その規模によらずすべて許可の対象である。

一方、浄化槽は「浄化槽法」が別途あることから、廃棄物処理法の設置許可対象施設からは除外されている。

焼却施設は1時間あたりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m<sup>2</sup>以上は対象となり、産業廃棄物の焼却施設のように廃プラスチック類や廃油を対象とするか否かの別はない。

その他の一般廃棄物処理施設については、一律に「1日あたりの処理能力が5t以上」との規定であることから、破碎施設であっても脱水施設であっても、この処理能力を超えるようなら設置許可の対象となる。

正解 (5)

と問題集の解説には書きましたが、現実には一般廃棄物処理施設の多くは市町村が設置していて、その場合は8条の設置許可では無く、9条の3の設置届出になります。

しかしながら、最近は特に食品廃棄物の受け皿として、民間で一般廃棄物処理施設を設置するという事例も増えてきているようです。

動植物性残渣の堆肥化、飼料化、それにバイオマス発電などの処理施設は産業廃棄物処理施設としては設置許可の対象にはなりません。産業廃棄物処理施設の場合は、処理施設ごとに対象になる産業廃棄物の種類や処理能力が規定されているからです。しかし、一般廃棄物処理施設では「解説」に記載したとおり「一律に「1日あたりの処理能力が5t以上」との規定」ということで、動植物性残渣の堆肥化等の施設でも設置許可の対象になるってことですね。

## ～廃棄物処理問題～

このことについての問題を一つあげてみましょう。ただ、これは超マニアックなのであまり時間を掛けず解説を見ていただいてもいいかもしれません。

Q、民間が一般廃棄物処理施設を設置するときには設置許可が必要となるが、そのときの手続きに關し、法令で規定されていない事項は次のうちどれか。

- (1) 新たに一般廃棄物処理施設を設置する場合は、いずれの一般廃棄物処理施設についても、生活環境影響調査の結果を設置許可申請書に添付しなければならない。
- (2) 一般廃棄物処理施設設置許可申請があった場合に、都道府県知事が告示、縦覧をしなければならないのは、焼却施設と最終処分場だけである。
- (3) 設置許可を受けて完成した一般廃棄物処理施設であっても、使用前検査を受け、申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。
- (4) 都道府県知事は、どのような一般廃棄物処理施設設置の許可をする場合においても、あらかじめ、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。
- (5) 都道府県知事は、その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものと認めるときでなければ、許可をしてはならない。

### 【解説】

一般廃棄物処理施設を民間が設置する場合の設置許可手続きについては、法第8条及び法第8条の2各項や、これを受けた政省令で具体的に規定してある。

(1) については、法第8条第3項で規定しているが、既に過去において許可を取得した施設であり、変更がない施設の場合は、生活環境影響調査を省略することが可能である。たとえば、処理施設には何の支障もないが、設置者の欠格事項該当による取消を受けた場合などがこれにあたる。

(2) と (4) については、一般廃棄物処理施設では政令第5条の2により、焼却施設と最終処分場に限定されている。

(3) の使用前検査については設問どおりであるが、市町村が設置する場合は、使用前検査の規定はない。

(5) については、法第8条の2第1項第2号で規定し、具体的には省令第4条の2で規定している。

正解 (4)

では、今回の宿題も処理施設つながりで難問ではあると思いますが、プラスチック資源循環促進法もスタートし、関係がある方も徐々に増えていくと思いますのでちょっと考えてみて下さい。

### 宿題Q

事業者が自ら処理のために廃プラスチック類の破碎施設を設置しようとする場合、次のうち、正しいものはどれか。

- (1) 施設の公称能力が日 10t であっても、実際に 1 日 4t のみを投入し、処理する場合、許可は不要である。
- (2) 施設の公称能力が日 10t であっても、実際に 1 日 2 時間程度の運転で 2.5t のみの処理の場合、許可は不要である。
- (3) 施設の公称能力が日 10t であれば、実際の処理量や運転時間にかかわらず許可施設になる。
- (4) 施設の公称能力が日 10t であれば、許可施設にはならない。
- (5) 施設の公称能力が日 10t であっても、自ら処理の場合は許可施設にはならない。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



# 佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階  
TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column  
——コラム——

## ○修理をする権利とプラスチック資源循環法

プラスチック資源循環法は、使い捨てプラスチック製品の使用削減が当初の重要な目的です。しかし長期的には、プラスチック使用製品全般の環境配慮設計を目指しており、消費者に修理をする権利を保障することが含まれています。

プラスチック使用製品設計指針（内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号）では、修理をする権利に関連する以下の項目が含まれています。

○寿命の短い部品や消耗部品を使用する場合には、その部品を容易に交換できる構造とすること等について検討すること。

○製品が壊れた場合、容易に修理することができるような設計について検討すること。

○再使用が容易な部品を使用すること等について検討すること。

○部品ごとに容易に分解・分別できるような設計について検討すること。

○製品の構造、部品の取り外し方法、製品・部品の材質名、部品の交換方法、製品・部品の修理方法についてホームページ等で情報発信し、必要な情報を提供する体制を整備することが望ましい。電機電子機器、自動車、その他家庭用・産業用の製品のほとんどは、プラスチックを含んでいるので、この法律の対象となります。プラスチック資源循環法は、世界において修理をする権利が広まっていることを強く意識した法律になっていると思います。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro/seido>

[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/kokujii\\_002.pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/kokujii_002.pdf)

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年1月23日掲載）

## ○修理する権利の法制化

修理する権利（the right to repair）の法制化が進んでいます。

携帯電話などの電子機器や家電製品は、壊れたときに自分で直せません。メーカーに問い合わせても、修理するより買い替えた方がよいというアドバイスを受けることもあります。しかし、環境配慮を考慮すると製品の長寿命化は重要です。メーカーは消費者が簡単に修理できる製品を作るべき、という発想から修理する権利の重要性が高まっています。またその背景には、地域の修理業者の雇用を創出・促進する目的もあるのかもしれません。

フランスでは、2021年1月から、洗濯機・ノートパソコン・携帯電話・テレビなどの販売時に、修理可能性のスコア表示をすることが義務付けられ、その後も対象費目の追加が行われています。また米国ニューヨーク州でも、2023年7月から携帯電話などについて修理をする権利を守る法令

（Digital Fair Repair Right Act）が施行されます。しかし大手メーカーは、安全性や知的所有権保護等の観点から、修理をする権利の拡大に警戒しているようです。解体・修理に関する情報公開義務、修理部品の供給義務など、今後電気電子機器や自動車メーカーには新たな責任が発生するでしょう。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/82b170c970f37638.html>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/ecc4de17e49b32b5.html>

<https://news.livedoor.com/article/detail/23490979/>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年1月16日掲載）



## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ 産業廃棄物の収集運搬部門を分割したい



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問1)

私は、建設業と産業廃棄物収集運搬業の2つの許可を取得している会社の代表を務めるものです。今回、会社を建設部門の会社と産業廃棄物の収集運搬部門の会社に分割しようと考えております。建設部門を別会社に分割する場合は特に廃棄物処理法に係る手続は不要と考えていいですか。

(回答1)

お見込み通り、建設部門を別会社に分割することについては、廃棄物処理法に係る手続は不要です。

(質問2)

建設部門と産業廃棄物の収集運搬部門のうち、産業廃棄物の収集運搬部門を別会社に分割する場合の手續はどのようになりますか。

(回答2)

産業廃棄物の収集運搬部門を分割した別会社について、廃棄物処理法第14条の収集運搬業の新規許可が必要になります。

なお、栃木県内で積み替え保管を行っている場合は、あらかじめ栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に係る手続も必要になりますので、時間に余裕をもって所管の環境森林（管理）事務所に相談してください。

(質問3)

産業廃棄物の収集運搬部門を別会社に分割した場合、廃棄物処理法第14条の新規許可申請書に添付する公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習修了証は、新規講習の修了証が必要になりますか。

(回答3)

栃木県では、新規講習（申請の5年以内に受講したものに限る）又は更新講習（申請の2年以内に受講したものに限る）のどちらでもよいそうです。

## 廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコ事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（1月31日現在、11件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

# 社長さん！ PCB (ポリ塩化ビフェニル) 処分して！



栃木県 PCB

検索

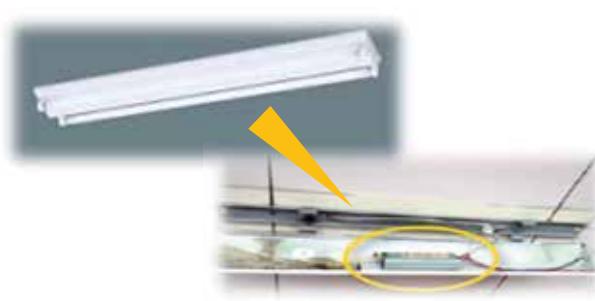
PCBは、電気機器用の絶縁油などとして様々な用途で使われてきましたが、有害であることが判明し、現在は製造や新たな使用が禁止されるとともに、PCBを保有している事業者の皆様は、法で定められた期限までに処理することが義務づけられています。



変圧器(トランス)



コンデンサー



蛍光灯安定器

## 高濃度PCB廃棄物の処理期限は

変圧器・コンデンサー： 処分期限 到来／2022(令和4)年3月末

安定器・その他 : 2023(令和5)年3月末

※低濃度PCB廃棄物の処理期限は、2027(令和9)年3月末です。

- 処理期限が迫ってます！
- 期限を過ぎると処分できません！
- 処分しないと罰則の対象となります！

すぐに点検・適正処理

詳しくは中面をご覧ください



栃木県

## ～PCB適正処理の手順について～

手順 1

所在  
確認

手順 2

判別

手順 3

届出  
保管

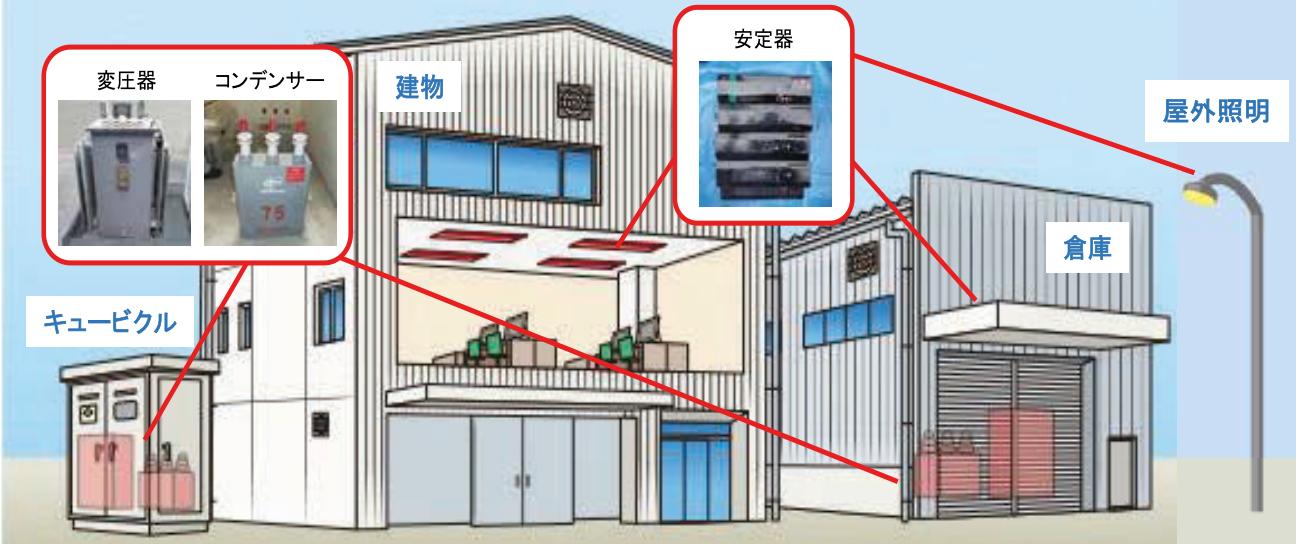
手順 4

処分

手順 1：所在の確認

◆感電に注意！◆

- ・通電中の電気機器に近づくと危険
- ・確認を行う場合は、電気主任技術者等にご相談ください



●キュービクル内に、使用中の古い変圧器やコンデンサーはありませんか？

●古い照明器具用の安定器はありませんか？

■安定器が使用されている照明器具 ■

蛍光灯器具  
(オフィス・教室用等)



水銀灯器具  
(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具  
(トンネル用)



インバータ(電子)式安定器や一般家庭用の蛍光灯器具にはPCBは使用されてません

〈見逃しやすい場所で、PCB 使用安定器が発見された事例もあります〉

- ・事務室の天井裏や工場の壁際など。照明設備を更新した建物に残置されていた例も。
- ・LEDランプに交換していても、器具内に古い安定器が残されている場合があります。
- ・エレベーター・外壁の照明にも、使用されている可能性があります。

●倉庫内に、長期保管された古い電気機器はありませんか？

至急、ご確認をお願いします！

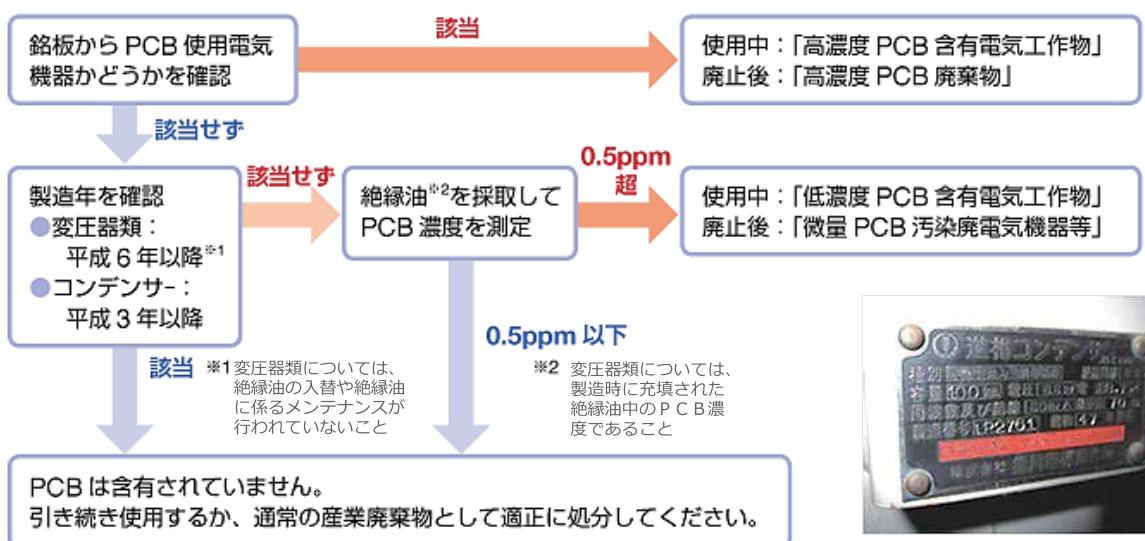


## 手順2：判別

「PCBが入っているかも？」と思ったら、まずは機器に取り付けられた（銘板）などを確認し、「製造年時」と「型番」でPCBが含まれているか判別してみましょう。  
～電気機器の種別・PCB濃度によって、処理期限・処理先が異なります～

### (1) 変圧器・コンデンサー（自家用電気工作物）

- 昭和28(1953)年から昭和47(1972)年に国内で製造されたものは、高濃度PCB使用の可能性があります。【PCB廃棄物一覧】[環境省HP]を参照、又はメーカーへ問い合わせてください。
- 高濃度PCB使用機器に該当しなくても、低濃度PCBが含まれている可能性がありますので、製造年を確認した上で、濃度測定を行ってください。



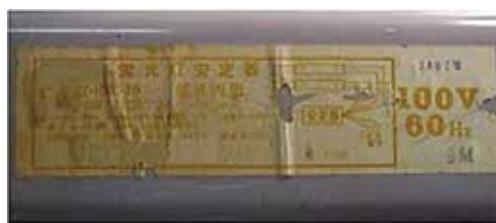
銘板

### (2) 照明器具用安定器の判別方法

- 昭和52(1977)年3月までに建築・改修された事業用の建物には、高濃度PCBを使用した照明器具用安定器が設置されている可能性があります。銘板から製造メーカー・力率などを基に確認してください。（詳細は（一社）日本照明工業会のHPを参照してください。）



安定器



銘板



こちらの動画で  
詳しい判別方法をご案内  
(公財 産業廃棄物処理事業振興財団)



## 手順3：届出／保管

- PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年度、廃棄物の保管や処分の状況を知事に届け出る必要があります。（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条）

提出時期	提出先	様式
4月1日～6月30日	保管場所の市町を所管する環境森林（管理）事務所	県ホームページを参照

- また、PCB廃棄物は廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当し、処分までの間は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があるほか、同法で定める保管基準に従って保管する必要があります。

手順4：処 分

(1) 処分先

高濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物

PCB含有機器については使用中であっても、  
処分期間内に使用をやめて処分してください。

中間貯蔵・環境安全事業（株）[通称：JESCO]

[問い合わせ先] PCB処理営業部（TEL 03-5765-1197）

全国の無害化処理認定施設・都道府県知事等許可施設

[問い合わせ先] 栃木県又は環境省のホームページを参照

(2) 負担軽減措置

- ① 中小企業等処理費用軽減制度 [問い合わせ先：JESCO中小軽減担当] (TEL 0120-808-534)  
高濃度 PCB 廃棄物の処分費用のうち、中小企業は 70%、個人は 95% が軽減されます。

- ② PCB 廃棄物関連融資制度 [問い合わせ先：日本政策金融公庫 宇都宮支店]  
(中小企業の方：TEL 028-636-7171、個人企業の方：TEL 028-634-7141)  
日本政策金融公庫では、PCB 廃棄物の処分に必要な運転資金の融資を行っています。

Q & A

Q 1 一般住宅には、PCB を含んだ機器はありますか？



A 1 一般住宅には、基本的に PCB を含んだ機器はありません。（PCB が含まれている自家用電気工作物や、業務用の蛍光灯安定器は、一般住宅には使用されていません。）

ただし、住宅と事業場を兼ねている自宅兼店舗や、アパートやマンションなど共同住宅の廊下やエレベーターなどの共用部分には、PCB を含んだ機器が存在する可能性がありますので、確認をお願いします。

Q 2 銘板が読み取れない安定器がありますが、どのように取り扱ったらよいですか？



A 2 安定器は PCB が漏洩する危険性があるため、解体分解・形状変更することが法律で原則禁止されています。銘板が読み取れない安定器であっても、内蔵されたコンデンサを取り出して分析することは止めて下さい。

同一の保管場所にあり、同一の形状と判断された他の安定器の銘板が読み取れるならば、その PCB 使用の判別結果に準じて判断しても構いません。同一の形状と判断できるものがない場合は、PCB 使用安定器として扱い、JESCO へ処分を委託するようにしてください。

問い合わせ先

問い合わせ先	TEL	所管市町村
資源循環推進課	028-623-3098	—
県西環境森林事務所	0288-23-1000	鹿沼市・日光市
県東環境森林事務所	0285-81-9002	真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
県北環境森林事務所	0287-22-2277	大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・那珂川町・塩谷町・高根沢町・那須町
県南環境森林事務所	0283-23-4445	足利市・佐野市
小山環境管理事務所	0285-22-4309	栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町



(作成) 栃木県環境森林部資源循環推進課



TEL : 028-623-3098

FAX : 028-623-3113

令和4(2021)年4月

◆県ホームページ◆

栃木県 PCB

検索



## ハサップ 食べを安全で選ぶなら！とちぎHACCP！

栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎHACCP）とは、・・・

## ハサップ 食べを安全で選ぶなら！とちぎHACCP！

「食の安全」  
信頼のマーク  
です。

とちぎ HACCP の  
認証マークです！

食品を選ぶ参考  
にしてください。

食の安全に積極的に  
取り組んでいる施設  
やその商品等に付い  
てます。

### ★食品等事業者が導入するメリット

- ①より安全性の高い食品を提供できます。
- ②社会的信頼性が向上します。
- ③消費者に安全・安心の取組をアピールできます。
- ④事業者全体の衛生管理の意識が向上します。
- ⑤県ホームページ等で紹介されますので広告効果が見込まれます。

### ★消費者として認証施設を選択するメリット

- ①食品の購入や店舗選択の一助となります。
- ②信頼できる事業者を選択することで食品のリスクが低減します。

認証を受けた施設で製造した商品等には、  
このマークを表示することができます。



とちぎHACCPは、HACCP\*（ハサップ）による手法を取り入れて、基本的な衛生管理を確実に続けることができる施設を認証する制度です。

\* HACCPとは、原料の入荷から製造、出荷までの工程において衛生管理をチェックする方法で、食の安全の国際標準とされており、食品衛生法では、原則すべての食品等事業者に実施が義務付けられています。（HACCP : Hazard Analysis and Critical Control Point（危害要因分析・重要管理点））

とちぎHACCP認証施設 200 施設（令和4（2022）年12月21日現在）

### とちぎ HACCP 認証施設はコチラ！



### ～お問い合わせ先～

栃木県保健福祉部生活衛生課 食品安全推進班 電話 028(623)3114

## お金のはなし（第18回 リターンは『トータル』で考える）

### 【既に受け取った分配金は、今の基準価額に足して考えます】

ほとんどの投資信託はマンスリーレポート（月次報告書）が運用会社のホームページ等に毎月掲載されますが、基準価額の線グラフが下図のように2本線になっていることがあります。これは「分配金込み基準価額」と言われる仮想の基準価額です。なぜこういった表示をしているかというと、過去に出した分配金を除外しては、本当のリターンにならないからです。

“分配”とは“資産の一部切り崩し”ですから、出した分だけ基準価額が下がっています。そして投資家はその分を手元に回収しています。したがって、グラフにはその分を足し戻さないと、投資信託としてのリターンの計算が合わないことになるのです。

下のグラフの青い線はつまり、「**出した分配金を受け取らずにすぐ投資信託に戻し入れたと仮定**」した線なのです。お客様の視点に立てば、販売会社で「分配金再投資コース」を選んだ場合とほぼ等しいと言えます。

### ●実際のマンスリーレポート（月次報告書）の一部

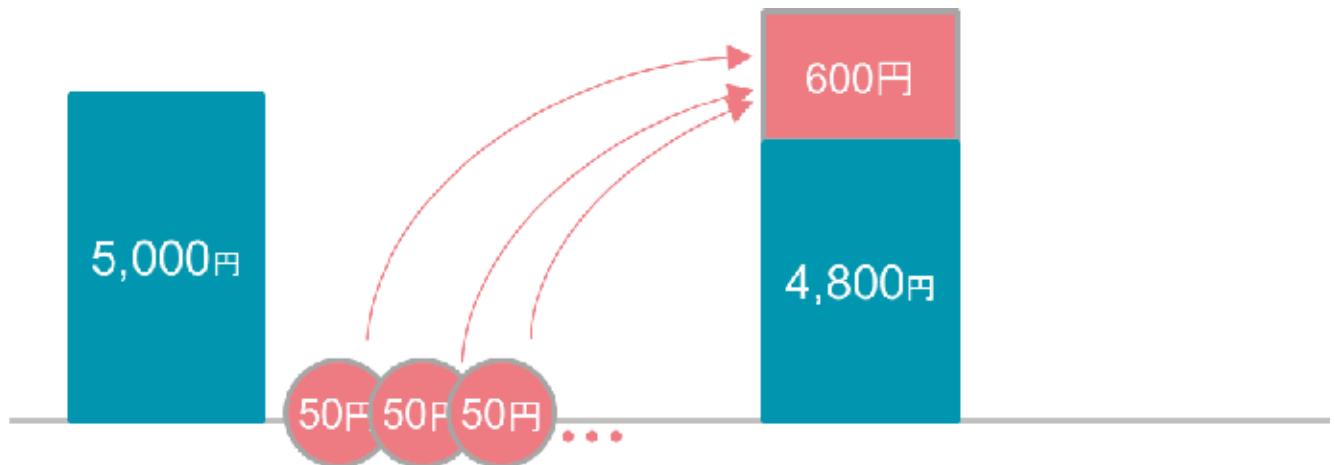


毎月分配金を出すタイプの投資信託や、年2回決算を行うタイプの投資信託で多めの分配金を出した投資信託などは、その分だけ比較的大きめに基準価額が下がっています。私たちはつい、受け取った過去の分配金のことを忘れて「今この基準価額で売ったら損じやないか」などと思いがちですが、**受取済みの分配金を足し込んでリターンを考える**のが必須です。

販売会社によっては定期的な報告書の中で、「トータルリターン」という言葉によって、受取済み分配金を含んで計算してくれている場合がありますが、簡便法としては、**今の基準価額に過去受け取った分配金を単純に足す**のが分かりやすいです。

例えば1年前に5,000円で買った投資信託が今4,800円で、過去受け取った分配金が毎月1万口当たり50円（年間600円）だったとすると、 $4,800\text{円} + 600\text{円} = 5,400\text{円}$ 。リターンは5,400円と5,000円の差になります。利回りにすると、 $5,400\text{円} \div 5,000\text{円} - 1 = 0.08$ ですから、年8%となります。基準価額だけだと、5,000円で買った投資信託が4,800円で損しているように見えますが、分配金を合わせたトータルリターンで見ると年8%の利益ということです。マンスリーレポートの2本目の線は、それを表現したものであり、グラフと一緒にあるリターンの表も、このトータルリターンの考え方で計算されているのです。

## ●受け取った分配金の合計を今の基準価額に足し合わせる



### 【「マーケット」との付き合い方】

投資信託を買うということは、好き嫌いにかかわらず「マーケット」、もっと普通の言葉で言うと「相場」の世界に入っていくことでもあります。1日に一度しか、基準価額という名の「値段」が出ない投資信託は、そもそも「相場を張る」道具としては不適格ですし、運用会社の作る投資信託は基本的に、マーケットが本来持つ「パワー」を、個人の生活設計のために長期で賢く利用するためのツールとして作られていますから、短期的なマーケット変動を論じる必要はありません。

とはいっても、どんな目線で参加してもマーケットはひとつですから、色々な考え方の参加者による日々の売買によって値は動き、その結果（1日の最後の値段）を反映して私たちの投資信託の値段も日々動いています。

そこでお勧めしたいのが、「トレンド」と「サイクル」という考え方です。

一度動いたら滅多なことでは変わらない経済の大きな流れが「トレンド」です。今であれば、リーマン・ショックからの世界経済の正常化の流れです。米国の雇用と消費が堅調であることが世界中の経済に好影響を及ぼすという大きなトレンドが、2008年リーマン・ショックからの約10年以上を動かしています。

一方、景気の小さな波に合わせた各国の金融政策や四半期毎の企業決算や、トランプ前大統領の奔放なTweetなどでマーケットは日々動いてきましたが、それらの多くは「トレンド」を大きく変えてしまったり、止めてしまったりするものではありません。それら、トレンドの周囲を循環する「サイクル」や、もっと取るに足らない「ノイズ（雑音）」は、投資信託を使った長期目線での運用においては無視していいものばかりです。

もちろん基準価額を動かすのはそうした日々の変動ですから、マーケットで何が起こっているかの大枠を知っていることは悪いことではありません。しかし、それを追い過ぎてもあまり良いことはありません。

トレンドとサイクル・ノイズとを区分して、少し距離を置いてマーケットを眺めているのが運用をする上での正しいマーケットとの付き合い方だと考えます。

## ～お金のはなし（足利銀行）～

次回はいよいよ最終回です。最終回では、ファンドの持ち方として「下がった時はどうするか」についてご案内予定です。ぜひ最後までお付き合いください。

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧説資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来的市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客様に帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



< 広 告 >

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」



あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続きしたい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客様の“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

詳しい内容は、あしぎんマネーデザインの  
ホームページにアクセス

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン

検索



～栃木県立美術館からのお知らせ～



# 「二つの栃木」の架け橋

# 小口一郎展

足尾鉱毒事件を描く

2023年

1・21(土)～3・26(日)

栃木県立美術館

休館日：月曜日 開館時間：午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

観覧料：一般900(800)円、大高生600(500)円、中学生以下無料

※（ ）内は20名以上の団体料金

主催：栃木県立美術館、下野新聞社

協力：小口一郎研究会

特別後援：佐呂間町、佐呂間町教育委員会  
後援：朝日新聞宇都宮総局、宇都宮「マリーナ」、エフエム宇都宮放送局、  
エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、  
日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 電話：0286-621-3560 <http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>



KOGUCHI Ichiro  
A Retrospective

上：『鉱毒に追われて』より35.帰郷（部分）  
1971-73年 紙、木版 小口一郎研究会蔵  
下：『鉱毒に追われて』より1.治水が破水か（部分）  
1971-73年 紙、木版 小口一郎研究会蔵

# 「二つの栃木」の架け橋 小口一郎展 足尾鉱毒事件を描く

《ねこ》  
1954年 紙、木版  
小口一郎研究会蔵



栃木県小山市出身で版画家として活躍し

た小口一郎(こぐち・いちろう、1914-1979)の全貌を、

そのライフワークとなった足尾鉱毒事件を主題とした作品を中心紹介します。

幼少期より絵画に秀でた才能を示した小口一郎は、1946年に鈴木賛二らが結成した日本美術会の北関東支部の活動に参加し、本格的に木版画を手がけるようになると同時に、仲間たちとともに、絵画教室での指導やサークル活動に熱心に取り組んでいきました。その一方で、やがて足尾鉱毒事件と田中正造のことを使って大きな衝撃を受け、広く世に伝える方法を模索し始めます。まずは、足尾銅山の鉱毒被害に苦悩する旧谷中村の農民たちと田中正造のこと、次に、厳寒の佐呂間へ移住した人々の生活と帰郷への思い、そして最後に、足尾銅山の坑夫たちの労働問題を取り上げ、それぞれ連作版画『野に叫ぶ人々』(1969年)、『鉱毒に追われて』(1974年)、『盤圧に耐えて』(1976年)の3部作にまとめ上げました。これらは小口一郎の代表作として、今なお、高い評価を得ています。

『鉱毒に追われて』に描かれたように、明治期、鉱毒被害に遭った旧谷中村や渡良瀬川流域の農民たちは、北海道開拓移民として佐呂間の原野にわたり、「栃木集落」を形成しました。その後、歳月を経て、彼らが栃木県への帰郷を果たしたのは、1972年のことです。このとき、小口一郎が自ら帰郷運動の世話役を務め、当時の栃木県知事が受け入れを表明したこと、ようやく実現にいたりました。すなわち、2022年は、栃木県立美術館の開館50周年であると同時に、「もう一つの栃木」から帰郷して50年の節目の年にあたります。

開館50周年を記念して企画される本展は、小口一郎研究会の全面的な協力を得て、初めて連作版画『野に叫ぶ人々』、『鉱毒に追われて』、『盤圧に耐えて』の全点を一堂に展観するものです。あわせて油彩画や版画作品などを紹介し、約300点で知られざる美術家、小口一郎の生涯を回顧します。

## 関連イベント

### 1) 講演会「足尾銅山鉱毒事件と田中正造—小口一郎「三部作展」に寄せて—」

講師：安在邦夫氏(早稲田大学名誉教授)

日時：2月26日(日)午後2時～ 場所：集会室 \*当日の観覧券が必要です。予約不要。定員80名。

### 2) 上映会+解説 \*いずれも当日の観覧券が必要です。予約不要。定員80名。

小口一郎の連作版画による映画を上映後、各回とも、赤上剛氏(田中正造・足尾銅山鉱毒事件研究者)が解説(30分程度)

#### ① 映画「足尾鉱毒事件 野に叫ぶ人々」(1971年制作、脚本・演出：篠崎隆、上映時間：約28分)

日時：1月22日(日)午後2時～ 場所：集会室

#### ② 映画「木版画で描く足尾鉱毒事件 鉱毒に追われて」(2013年制作、脚本・撮影構成：篠崎隆、上映時間：約45分)

日時：2月5日(日)午後2時～ 場所：集会室

#### ③ 映画「版画で描く足尾鉱毒事件 盤圧に耐えて」(2015年制作、構成・演出・撮影：篠崎隆、上映時間：約48分)

日時：2月12日(日)午後2時～ 場所：集会室

### 3) ギャラリートーク \*いずれも当日の観覧券が必要です。予約不要。

#### ① 小口一郎研究会代表の篠崎清次氏による作品解説

日時：1月21日(土)午後3時30分～ 場所：企画展示室入口

#### ② 担当学芸員による作品解説

日時：2月18日(土)、3月4日(土)各回とも午後2時～ 場所：企画展示室入口

\*感染症等の状況により、予定が変更になる場合があります。詳しくは当館のウェブサイトをご確認いただくか、電話でお問い合わせください。

栃木県立美術館 〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 電話 028-621-3566 http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/

【同時開催】 コレクション展Ⅳ 時のながれ 2023年1月21日(土)～3月26日(日)

### 陽咸二展 混ざりあうカタチ

[宇都宮美術館のご案内]

同時開催

宇都宮美術館開館25周年 二つの教会をめぐる石の物語

2023年2月19日(日)～4月16日(日) 宇都宮市長岡町1077 電話 028-643-0100



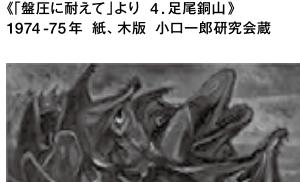
《野に叫ぶ人々》より 川俣事件(その二) 1955年 紙、木版 栃木県立美術館蔵



《鉱毒に追われて》より 38. 銀鉄の爪跡 1971-73年 紙、木版 小口一郎研究会蔵



《自画像》 1968年 キャンバス、油彩 小口一郎研究会蔵



《盤圧に耐えて》より 4. 足尾銅山 1974-75年 紙、木版 小口一郎研究会蔵



《海の声》 1976年 キャンバス、油彩 小口一郎研究会蔵



《坂道》 1954年 紙、木版 多色刷 栃木県立美術館蔵



## 交通のご案内

### ○電車・バス

JR東京駅から東北新幹線にて約50分

JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗場)・東武宇都宮駅から関東バス「作新学院・駒生行き」で15分。「桜通り十文字」下車、徒歩2分

### ○自家用車

東北自動車道「鹿沼インター」より約10km、20分

北関東自動車道「壬生インター」より約13km、25分

栃木県立美術館  
TOCHIGI PREFECTURAL MUSEUM OF FINE ARTS



## ～協会ニュース～

### 令和5年度 許可申請等に関する講習会の開催日程の公表日等について

1. 開催日程公表日 令和 5 年 3 月 13 日（月）9：00  
4月～5月の日程の先行公表は行いません。
  2. 受付開始日時 令和 5 年 3 月 27 日（月）9：00  
申込方法は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから Web 申込のみです。
- 実施機関：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
<https://www.jwnet.or.jp> TEL03-5275-7115

### 会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。  
つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

#### 《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail [info@tochigi-sanpai.or.jp](mailto:info@tochigi-sanpai.or.jp)

\*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

\*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

### －編集後記－

早いもので、2023年も一か月が過ぎ、立春、暦の上では春になりました。これから、暖かい日と寒い日を繰り返し、春を迎えると思うとなんとなくワクワクしてきます。一方、新型コロナウイルス感染症も、先月が第8波のピークで終息が見えてきました。ロシアがウクライナに侵攻してもう1年が経ち、これを意識して新たなロシアの攻撃が報道されております。

先日、三役と事務局で、「エコグリーンとちぎ」を視察しました。会長の御挨拶にあった通り、屋根をかけ排水を出さない、日本でもトップモデルの産業廃棄物管理型最終処分場でした。会員の皆様にも、来年度直接視察する機会を設けてゆきます。

今年度は3年ぶりに賀詞交歓会を実施することができ、多くの来賓や会員の皆様のご参加により実施することができました。今年度の残す主な行事は、今月の労働安全衛生に関する研修会を残すのみとなりました。今年度やり残したことはないか、今年度中に何かできないか考えてゆきたいと思います。

#### －事務局だより－

☆ 1月5日（木）

栃木県建設産業団体連合会賀詞交歓会が宇都宮市のホテルニューイタヤにおいて開催され、菊池会長、神山副会長が出席しました。

☆ 1月11日（水）

新年の挨拶のため、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事が栃木県環境森林部及び宇都宮市環境部に伺ったほか、三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、次回理事会等について協議しました。

☆ 1月13日（金）

(公社)全国産業資源循環連合会理事会が東京都港区の明治記念館において開催され、菊池会長が出席したほか、賀詞交歓会が同会場にて開催され、菊池会長、神山副会長、湯澤専務理事が出席しました。

☆ 1月25日（水）

環境学習出前授業が、佐野市立吉水小学校において開催され、青年部の村上・長濱部員が参加しました。